

健康の維持・増進

目指す姿

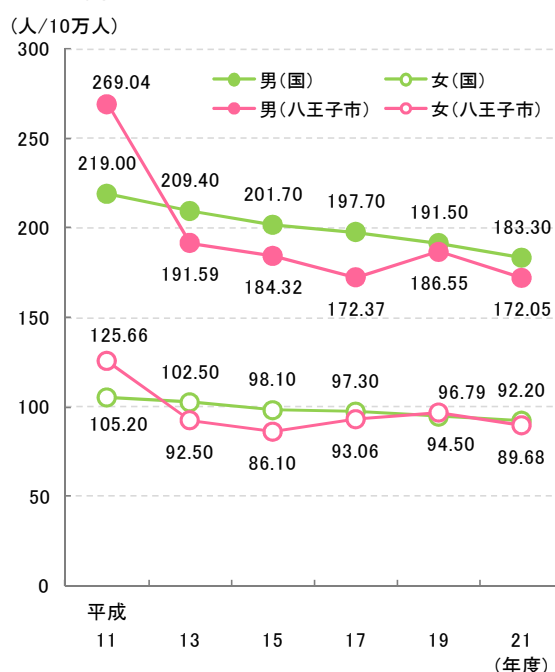
健康であることの大切さを誰もが意識し、子どもの頃から生涯を通じて自ら健康づくりに取り組むことで、健康で安心して暮らしています。

現状・課題

- 食生活やライフスタイルが多様化し、生活習慣病などが全国的に増加しています。そのため、市民一人ひとりが自ら健康づくりをしていけるよう、健康に関する正しい知識の普及・啓発と継続した健康づくりへの取組が求められています。
- 健康の維持や疾病の重症化を防ぐためには、健診・検診を受診し疾病予防・早期発見・早期治療に努めることが重要です。しかしながら、平成23年度の本市の受診率は特定健診が45.9%、がん検診などは受診者が多いものでも18.7%となっています。
- 育児不安やストレスを抱える妊産婦が増えており、母子保健による産前産後のケアの充実が求められています。また、3歳児健診以降の子どもの発達をフォローする機会など、発達障害等に対する早期対応の充実も必要です。

データ

がん年齢調整死亡率



※がんは高齢になるほど死亡数が増加し、長寿命化が進むほど、死亡率が上昇する傾向にあります。がん年齢調整死亡率とは、年齢以外の要因による死亡率を過去と比較できるように調整したものです。

関連する個別計画・条例

保健医療計画、生涯学習プラン、こども育成計画、がん予防推進計画、食育推進計画、保健所条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 健康づくりの推進

- 市民・各種団体との連携により、健康についての正しい知識を学ぶ機会の充実やスポーツ・レクリエーションへの参加を促すなど、健康づくりの機会を充実します。
- 健康づくりを推進する人材の育成に努めます。
- 保健師などによる専門知識に基づいた健康相談の体制を確立します。
- 望ましい食生活や食に関する知識の普及・啓発、情報提供などの充実に努め、食育を推進します。
- 健康の増進をはかるため、幅広い年齢層を支援できる保健と福祉の推進拠点を整備します。

2 疾病予防対策の推進

- 健診・検診の有効性や日常の生活習慣と疾病とのかかわりなどを啓発します。
- 疾病予防や重症化しないための健診・検診による健康管理を促進します。
- がんによる死亡率の減少に向け、正しい知識や予防につながる生活習慣の改善、検診などの必要性について啓発をすすめます。
- 市民の健康を守るため、予防接種の効果について周知・啓発を行うとともに体制の充実に努めます。

3 母子保健の充実

- 妊娠から子どもの就学前までの継続した支援や相談体制の充実に努めます。
- 母子の健康を守るため、行政・医療・関係機関などの連携を強化します。
- 発達障害などの早期対応により、適切な支援や早期療育につなげます。



行政の役割

- ◇ 自主的な健康づくりの推進
- ◇ 健康相談体制の確立
- ◇ 食生活や食に関する情報提供や啓発の推進
- ◇ 健診・検診の重要性の啓発と受診促進
- ◇ 妊産婦や乳幼児に対する支援体制の充実



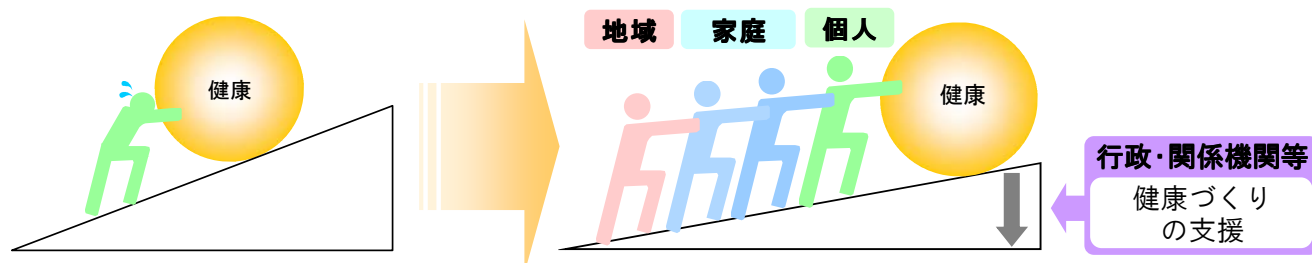
市民への期待

- ◇ 自分の健康は自ら守るという意識を持つ
- ◇ 規則正しい食生活や生活習慣、適度な運動を心掛ける
- ◇ 定期的に健診・検診を受ける
- ◇ 育児不安は早めに相談する

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
健康維持・増進を心掛けている市民の割合	85.5% (平成 23 年度)	90%	95%
健康維持・増進への市民自らの取組の度合いをはかる指標です。10 年後には大多数の市民が自分の健康を意識して行動していることを目標とします。			
特定健康診査受診率	45.9% (平成 23 年度)	60%	60%以上
健康維持・増進に対する市の取組の度合いをはかる指標です。40 歳以上の国民健康保険加入者の健康診査受診割合を、5 年後には国の目標値 60%とし、その後も向上することを目標とします。			

■市民自らの健康づくりの推進



保健衛生の充実

目指す姿

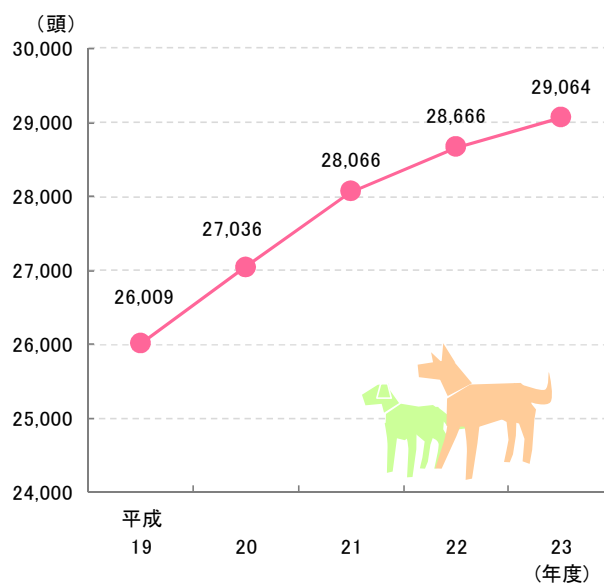
地域に密着した保健サービスが提供され、専門性の高い保健対策や公衆衛生の向上がはかられることで、誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 本市は平成19年度に保健所政令市へ移行し、食中毒や感染症の対策など身近なところでより専門的な保健衛生サービスの提供が可能になりました。
- HIV/エイズ・結核・新型インフルエンザなど様々な感染症への対策が求められています。
- 経済的な理由や対人関係・健康の不安など様々な要因が複雑に絡み合い、心を病む人や自殺者が増加しています。
- 難病への対策については、療養支援とともに難病患者の精神的な負担を軽減する対策が必要になっています。
- 犬や猫などのペットを飼育する人が増えています。一方で飼い主の認識不足により散歩中に犬を放したり、猫への無責任な餌やりなど苦情も発生しています。
- 保健所・保健センター・保健福祉センターが、それぞれの役割を十分に発揮できる体制を整える必要があります。

データ

犬の登録数



関連する個別計画・条例

保健医療計画、食品衛生監視指導計画、
新型インフルエンザ対策行動計画、保健所条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 専門性の高い保健対策の推進

- HIV/エイズの啓発・検査・相談や結核などの感染症予防と早期発見・感染拡大防止のための対応を充実します。
- 新型インフルエンザなど感染症による健康危機管理への迅速な対応を行います。
- うつ病などの精神保健に関する対策や自殺に関する総合的な対策をすすめます。
- 難病などの患者・家族の交流をはかるとともに、相談体制や支援を充実します。

2 生活衛生の充実

- 食品・医事・薬事について、市民の安全を確保し、健康被害を防ぐための監視・指導・検査などを行うとともに各種相談・啓発を行います。
- 理容所・美容所・旅館業・公衆浴場などに対する監視・指導・検査や、飲み水としている井戸水などに関する各種相談・啓発を行うことで、環境衛生の向上に努めます。
- 動物愛護思想と犬や猫などの正しい飼い方の啓発を推進します。

3 保健行政の推進

- 保健福祉センターを地域拠点とし、保健所が中核的機能を担うことにより地域に密着した保健行政を推進するとともに、地域医療との連携を強化します。



行政の役割

- ◇ 感染症の予防や拡大防止対策の充実
- ◇ 精神保健対策の推進
- ◇ 難病患者やその家族に対する相談体制や支援の充実
- ◇ 生活衛生の向上に向けた啓発・検査などの実施
- ◇ 保健行政と地域医療の連携強化



市民への期待

- ◇ 早めの受診などの感染症への対応を行う
- ◇ 心の健康を保つため、早めの相談を心掛ける
- ◇ 食中毒防止のため家庭での衛生状態に気を配る
- ◇ 愛情を持ってペットを最期まで飼育する

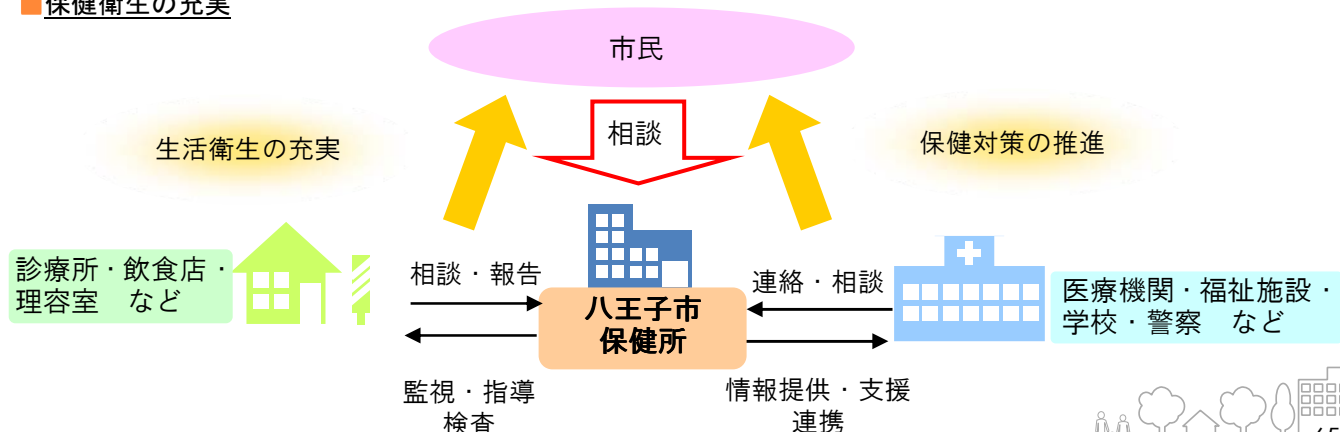
目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
結核罹患率	16.2 人/10 万人・年 (平成 23 年度)	12.6 人/10 万人・年	12.1 人/10 万人・年
食中毒発生件数	3 件/年 (平成 23 年度)	0 件/年	0 件/年

保健対策の推進の度合いをはかる指標です。1 年間に新規登録された人口 10 万人に対する結核患者数であり、結核のまん延状況を表す基本的な数値です。東京都の目標値を参考に減少を目指します。

生活衛生の充実度をはかる指標です。食中毒の発生により営業停止などの不利益処分を行った件数を今後 5 年間で 0 件とすることを目標とします。

■保健衛生の充実



地域医療の充実

目指す姿

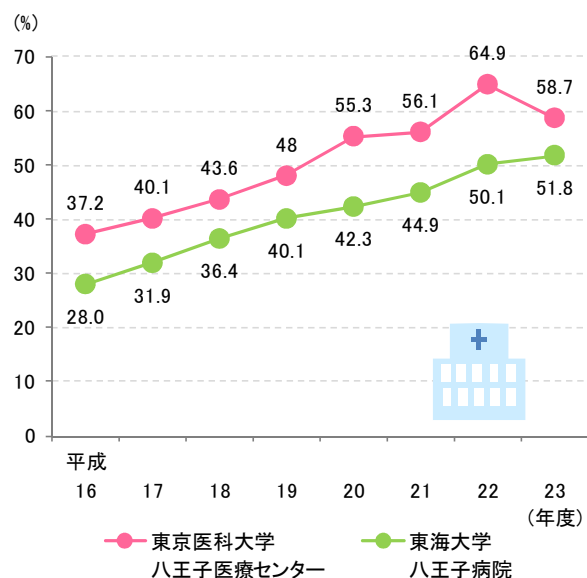
ライフステージごとの必要な医療サービスと医療・介護・リハビリの一貫した体制が整い、医療への不安が解消され、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 初期医療を担うかかりつけ医や、高度医療を担う中核病院、救急医療を担う救急病院などが役割を分担し、地域医療全体が効率よく十分に機能を発揮するため、市では医療の連携をすすめています。
- 救急医療機関の不適切な利用により、緊急を要する傷病者への対応が遅れることもあります。そのため、救急医療機関の適正利用についての啓発が必要です。
- 介護や療養が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉などのサービスが一体的に提供できる支援体制が求められています。
- 退院後もリハビリを必要とする人の社会生活への早期復帰を実現するためには、入院中からの適切な引継ぎや医療と介護の連携による一貫したリハビリテーションの体制が必要です。

データ

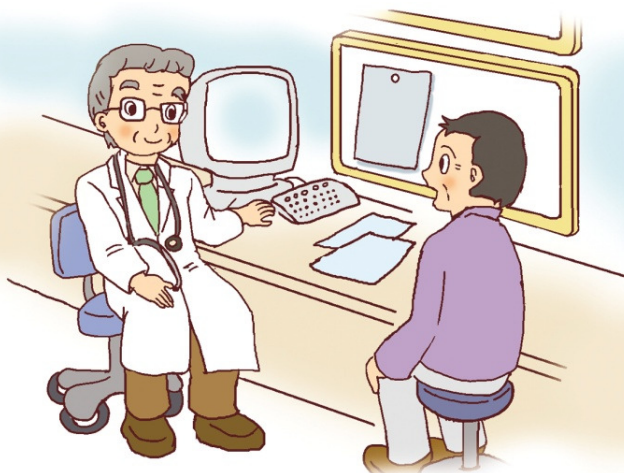
■中核病院におけるかかりつけ医からの紹介者の受入れ率



※平成 23 年度の八王子医療センターへの紹介については、計画停電の影響により他の医療機関で受け入れたため数値が減少しています。

関連する個別計画・条例

保健医療計画、地域福祉計画 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域医療体制の充実

- 市民に必要な医療情報の提供や医療相談の体制を整えます。
- がんなどに対する高度医療や産婦人科・小児科などの専門医療の充実、看護人材の養成など、地域医療の向上に向けた取組を行います。
- 地域の各医療機関がその機能を最大限に活かしつつ連携をすすめることにより、市民が継続的かつ効果的な医療を受けられる体制づくりを推進します。
- かかりつけ医を持つことの普及・定着を推進します。

2 救急医療の充実

- 救急相談ダイヤルの周知など、適切な救急医療の受診のための啓発を行います。
- 夜間・休日における適切な救急医療サービスを実現するために、各医療機関との連携体制を強化します。

3 在宅介護体制との連携

- 在宅での医療・介護を希望する市民が適切なサービスを受けられるよう、在宅医療の充実に努めるとともに医療と在宅介護体制との連携を推進します。
- 退院後の生活を支援するため、在宅復帰に向けたリハビリ体制などの充実に努めます。



行政の役割

- ◇ 医療に関する情報の提供と相談体制の整備
- ◇ 専門医療の充実と医療機関の連携促進
- ◇ 在宅医療・リハビリ体制の充実



市民への期待

- ◇ 身近なかかりつけ医を持つ
- ◇ 救急車の適正利用の知識を得る
- ◇ 高齢者救急医療情報用紙を活用する
- ◇ 信頼する医師のもと、主体性を持って治療に臨む

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
かかりつけ医を決めている市民の割合	75.3% (平成 23 年度)	80%	85%

医療連携の推進の度合いをはかる指標です。日常的な受診の有無にかかわらず、かかりつけ医を決めている市民の増加を目指します。

■ 地域医療の連携体制

